

V 施策別実施方針

ここでは、先に掲げた現状と課題に対する基本方針を受けて、どのように施策へ反映していくかについては、生態系や地域から見た視点、施策の対象範囲や共通性などから次の3つに大きく区分し、それぞれについて実施方針を示します。

1. 生態系別施策の実施方針
2. 重要地域の保全施策の実施方針
3. 横断的・基盤的施策の実施方針

各生態系や様々な地域は、人の手の入り方や自然性の高さがそれぞれ異なります。具体的な方針を示すにあたっては、それらに応じた効果的な施策の展開につながるよう常に考慮する必要があります。例えば、自然性が高い生態系や地域では、主として、人間活動の影響を極力抑制する、あるいは賢明な利用により高い自然性を維持する施策を講じます。他方、過剰な人間活動の影響によって自然性が低くなった生態系や地域では、失われた自然を元に戻す再生・復元などの施策を講じます。以上のように、対象とする生態系や地域の状況などに合わせて、それぞれについて種々の方策を講じます。

また、種や遺伝子のレベルでの施策として、貴重な野生動植物種とそれらの生息・生育地の保護や絶滅のおそれのある種、個体群における人工増殖による回復など、多岐にわたる施策を考慮していくとともに、各圏域における取組や留意すべき点については、各項で触れるほか、特に重要なものを別に掲げます。

さらに、施策の実施状況を的確に評価し、道民にわかりやすく示すため、各施策の関連部局を括弧書きで記載するとともに、施策の進捗が定期的に把握できる指標を施策の実施方針の項目毎まとめ関連指標群として示します。

1 生態系別施策の実施方針

(1) 高山

① 原生状態の厳格な保護

高山の生態系は、森林限界を超えた領域や、蛇紋岩地や石灰岩地などの特殊岩地に認められますが、このような高山生態系にみられる希少な動植物は、厳しい気象条件や貧栄養の土壌など特有の環境に生息・生育しています。その多くは氷河期の遺存種*（レリック）と考えられており、平地などで普通にみられる動植物に比較して脆弱で、環境の変化に敏感です。

北海道レッドデータブック*2001によると、高山生態系には、他の生態系と比較して、最も絶滅のおそれのある絶滅危機種を初めとして絶滅危惧種*、絶滅危急種*あるいは希少種に指定されている動植物種が圧倒的に多く認められます。しかも、これらは、ヒダカソウのように高山の限られた小地域にしか生育・生息しない種が多いことから、高山生態系における動植物の保全にあたっては、これらの絶滅を防ぐ保護対策を優先して取り組むことが必要です。

こうした動植物を守るため、北海道生物の多様性の保全等に関する条例などに基づく保護すべき生物種とエリアの指定を積極的に行い、盗掘や踏みつけ、外来種の移入などの人間の活動による影響をなくすことを第一に考えます。また、こうした動植物の分布が気候や地形などの環境の変化と密接に関係していることから、人間活動の影響による変化とともに気候などの変化に関する現状把握を定期的に行うことによって、特異な高山生態系の保護対策を検討していくことが必要です。〔環境生活部〕

② レクリエーション活動との調和

近年のレクリエーションの普及と多様化に伴い、高山生態系の環境悪化が認められます。登山道とその周辺の踏みつけによる植生の荒廃、特にキャンプ地周辺のし尿による環境汚染、高山植物の盗掘、さらにはスノーモビルの無秩序な入込みなどが見られます。

このことから、こうした地域においては、脆弱な生態系における生物多様性保全を第一に考え、登山道の整備にあたっては、高山植生への影響を最小限とするため画一的な工法ではなく順次変化する環境に合わせた工法を採用していきます。また、希少野生動植物種を保護する区域の周知や利用状況の把握と監視、携帯トイレ携行の普及、携帯トイレを使用するためのブースの設置などにより、山岳環境の保全に努めます。さらに、道民と行政との協働による現地での監視活動を推進し、保護の徹底を図ります。以上から、高山生態系の保全とレクリエーション活動との調和を図っていきます。〔環境生活部〕

〈横断的な広い連携が強く求められる高山保全〉

高山の生態系は、行政界をまたぎ、北海道4圏域の複数にわたって点在することが多いことから、不法行為の監視など種々の保護対策を講じるに当たっては、国、道、市町村、NGOなどが広く連携していくことが重要です。

また、そうした高山において、荒廃した植生については再生を図り、外来種があれば、それらを除去し、希少野生動植物の自然繁殖が困難と考えられる場合は人工増殖（生息域外保全）を推進するなど、多面的な保護策を講じる場面が多々想定されますので、とりわけ行政横断的な広い連携が重要です。

【関連指標群】

○ 自然保護監視員等の人数と監視延べ日数

(※「◎」は目標値がある指標、「○」は、目標値は無いが実績等が把握できる参考データ、以下同様)

(2) 森林

① 原生的な天然林*、自然性の高い天然林*の保護

森林は、多種多様な野生生物が生息・生育し、多様で複雑な生態系を構成しており、生物多様性保全において重要な場となっています。森林は、木材、林産物の供給のほか、水資源の確保、洪水や土砂崩壊、風害などの災害防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵源、環境教育や自然とのふれあいの場の提供などの多面的機能を有し、様々な生態系サービスを生み出す重要な生態系です。

北海道の森林は、全国の森林において大きな割合を占めるばかりでなく、原生的な、あるいは自然性の高い天然林*が認められることから、多様な野生生物の生息・生育の場としてそれらを保護することが日本全体にとっても非常に重要です。

国では、知床や日高などの国有林において保護林制度により森林生態系保護地域などの各種保護林を設定し、野生生物の保護、遺伝資源の保存、原生的な天然林*の保全などの取組を行っていますが、道としてはそれらの面的な拡充や生物多様性の現状把握などについて協力します。また、民有林においては、地域森林計画において、河川や湖沼周辺に位置し、生物多様性保全機能の発揮のために特に保全が求められる森林を生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）、及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林を生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）として設定し、適切に管理する道独自の取組を進めており、この生物多様性ゾーンの考え方を市町村に普及することにより、市町村森林整備計画における的確なゾーニングを推進し、水辺環

境や希少な野生生物の生息・生育地に配慮した森林施業を進めるとともに、生態系として特に重要な森林の保全を図ります。〔環境生活部・水産林務部〕

【関連指標群】

◎ 森林所有者等が生物多様性の保全のために特に森林の整備・保全を行う面積

② 生物多様性の保全に配慮した森林施業

これまで森林は、木材を供給する役割に重きを置かれてきたため、徐々に貴重な天然林*が減少し、その豊かさが損なわれてきた面もありました。

一方で、自然災害の未然防止や地球温暖化対策への貢献、生物多様性の保全など森林の多面的機能に対して、国民や道民の期待・要望が高まっており、これらを深慮した多様な森林づくりが求められています。

このため、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮を図る森林づくりを重視し、地域の気象・地理的条件や立地条件に適した樹種の植栽や間伐などの実施のほか、森林の複層林*化や混交林*化など重視する機能に応じた多様な森林整備を進めます。

また、戦後から高度経済成長期にかけての木材需要の増大を受けて造成された人工林が主伐*期を迎えています。一部には林業経営の悪化など様々な理由により施業が行われず放置されている人工林もあります。これらの森林については、間伐等の適正な施業を実施するほか、小面積での伐採を促進するとともに、伐採後には植栽などにより確実に更新を図るよう努めます。〔水産林務部〕

【関連指標群】

◎ 多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積

◎ 北海道らしい里山林*の箇所数

◎ 森林所有者等が生物多様性の保全のために特に森林の整備・保全を行う面積【再掲】

○ 森林認証*面積

③ 森林の復元

土砂流出などの自然災害や山火事、伐採後植栽が行われなかったまま放置され、森林の様相を呈していない箇所においては、森林の持つ多面的機能が低下しており、河川の下流域、海洋、湿原の保全に支障をきたすなど、生物多様性の保全に影響を及ぼす可能性があります。

このため、このような森林の様相を呈していない林地においては、植栽や天然更新により速やかに森林に回復するよう努めます。同時に、長い間、植樹が上手く進まない林地については、森林の回復方法について研究を進めます。

また、河川・湖沼や海岸に隣接し、魚類の生息と繁殖を助けるとされる魚付き林*など他の生態系と隣接する森林の回復については、地域住民が主体となった身近な森林整備や保全活動の展開など、身の回りの自然を守る行動を支援することにより、生物多様性の保全につながる活動の促進を図ります。〔水産林務部〕

〈森林復元における地域の取組の推進〉

道南圏域の黒松内町を北限とするブナ林のように、各圏域において地域の固有性を示す天然林*や代表的な天然林*を保全していく計画が重要です。

また、森林の復元を推進した事例として、道東圏域の釧路湿原周辺、シラルトロ湖一帯の河川・湿原の保全のために、上流域の森林の水源涵養機能を高める森林の再生事業や、全道各地の漁協女性部が行っているお魚を殖やす植樹運動が注目されます。さらに、道東圏域の別寒辺牛湿原の上流域で造成された森林や道央圏域のえりも地域

では、地域住民と行政の協働により育成された森林の例があります。ただし、これら森林復元の事例は、実際に生物多様性保全に寄与した面が大きいのですが、開始した当初にそれを意図していなかったため、改めて、三つのレベル（遺伝子、種、生態系）での生物多様性保全の観点から見直し、微修正していく必要があります。

(3) 湿原

① 人手の加わっていない湿原の保全

湿原は、希少な野生動植物の生息・生育地、そして渡り鳥の中継地や繁殖地として重要であるばかりでなく、周辺都市の気候緩和、保水、水質の浄化機能や北海道を特徴づける景観となっているなど、多くの生態系サービスを有しています。

このことから、特に自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区や天然保護区域に指定した重要な湿原については、自然環境に影響を及ぼす行為を継続的に排除して、その環境の維持、保全を図ることにより、湿原が持つ人手の加わらない自然性を保護していきます。また、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約*）に登録した湿原では、その保全を内外に強くアピールしていきます。

また、北海道湿原保全マスタープランに基づき、さらなる総合的な保全対策を講じる必要がある道東圏域の釧路湿原、道北圏域のサロベツやクッチャロ湖、道央圏域の雨竜沼などの湿原では、個別に策定した保全プランの趣旨を遵守します。加えて、定期的なモニタリングによって現状を把握、監視しながら、関係機関と連携した湿原の保全に努めます。〔環境生活部〕

【関連指標群】

- 湿原モニタリング調査の実施地区数
- ラムサール条約*登録湿地箇所数

② 湿原に及ぼす負荷の軽減とワイズユース*

湿原がもたらす生態系サービスは、森林や農村、河川や浅海域などの隣接した生態系で営まれる第一次産業の基盤形成に寄与するばかりでなく、観光名所として地域経済を支えるものとなっています。また、水鳥とその生息地である湿地の保護からスタートしたラムサール条約*においても条約採択から16年後の昭和62年、新たな基本理念としてワイズユース*（賢明な利用）が付議されたところです。

このことから、湿原生態系の保全と人による持続可能な利用の両立を図るため、道北圏域のサロベツで行われている農用地と湿原間の緩衝帯を造成することや農用地からの土砂流出を軽減する沈砂池を仮設的に設置するような産業と湿原の共存を図る事業を進めます。同時に、自然保護活動の拠点であり自然とのふれあいを提供するネイチャーセンター等の設置に協力するなどして観光と環境教育を兼ねた場づくりを進めます。

〔農政部、環境生活部、建設部〕

【関連指標群】

- ラムサール条約*登録湿地箇所数 【再掲】

③ 湿原の再生・復元

本道では、長年にわたる開発行爲に伴い平野部の湿原の多くが失われ、残された湿原についても脆弱な生態系への影響が現れているものが少なくありません。

このことから、まず、自然再生推進法に基づき立ち上げられた自然再生全体構想を基に実施されている自然再生事業を促進します。前述したサロベツ湿原における取組や道東圏域の釧路湿原において取り組まれている蛇行した旧川の復元、土砂の流入を防

止する森林の再生などを通じ、流域全体を保全しながら湿原の再生・復元を進め、生態系機能の回復に努めます。

また、定期的なモニタリングにより得られた湿原に関する現地の踏査情報とともに、空中写真、植生を表す人工衛星のデータや土地利用図などの地理空間情報を重ね合わせるシステムであるGISを用い、脆弱な湿原生態系の伸縮を監視していきます。

釧路湿原やサロベツ湿原のような大規模な湿原のほか、都市化や農業開発によって断片化・孤立化しながらも過去の湿原の姿をとどめている中小の湿原については、それらを積極的に保全していきます。

以上のような再生・復元事業に加えて、道東圏域の霧多布湿原でNPOが取り進めている民有地買取りのような、いわゆるナショナルトラストなどの保全活動への協力、湿原の保全に協賛する民間企業とのタイアップなどによって湿原の保全、回復を図っていきます。〔建設部、環境生活部〕

【関連指標群】

- 自然再生事業実施箇所数（湿原）

（４）河川・湖沼

① 取り巻く環境に応じた河川の保全

北海道の河川は、本州に比較して人為的な影響が認められない原生流域をもつ河川が多く、河川周辺で生活する人々にとっては、良質な飲用水の供給などの重要な機能を有している反面、洪水などによる自然災害をもたらしています。他方で、河川は、水鳥や水生動植物の生息・生育地として重要であるばかりでなく、人々がレクリエーションを通じて安らぐ場でもあります。

このことから、北海道らしい豊かな自然をもった川を、次代に引き継ぐために策定された北海道の川づくり基本計画に基づき生きている川づくりを目指しています。具体的には、道民をはじめ、他の機関との連携のもとに、河川を横断している施設への魚道の設置や改善など、河道の連続性を確保するとともに、河畔に植生を施すことや自然に近い河岸づくりに努め、動植物の多様性の高まる川づくりを進めます。

加えて、水産資源保護法に基づく保護水面を活用して、水産動物の採捕の禁止措置や工作物の設置を制限することにより、水産動物の保護培養に適した河川の保全にも努めます。

また、流域関係者が健全な水循環の確保を図るために行う取組に支援することや、国有林で実施されている森林生態系保護地域の設定などに見られる河川流域を覆う森林の保護施策にも積極的に協力することにより、その保全に努めます。〔水産林務部、建設部、環境生活部〕

【関連指標群】

- ◎ 健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数

② 河川・湖沼環境の再生、復元

これまで行われてきた河川整備は、豪雨による洪水から人命や財産を守る治水、発電やかんがい用水などに使用するための利水を重点に進められ産業や生活の基盤づくりに寄与してきました。しかしながら、そうした治水等の効率化を図る工法として採用されたコンクリート張りは土砂供給機能を低下させました。また、河道の直線化は河床勾配の増加をもたらし、河床の地質によっては河床洗掘が生じることで動植物の生息・生育環境の悪化をもたらしました。さらに河道の直線化は流域の開発と相まって、隣接する湿原の水位を下げることで湿原の乾燥化という弊害をもたらしました。そのため、平成9年に河川法が改正され、治水と利水に河川環境の整備と保全が加えられ、河川が持

つ自然環境、河川と人との関わりにおける生活環境にも配慮がなされました。

道では河川法の改正に先がけ平成6年に策定された北海道の川づくり基本計画の趣旨を踏まえ、瀬と淵のできやすい河道の線形や断面を検討し、自然に近い河岸をつくるとともに、流域全体の視点を持って川づくりを行うことにより、河川が本来有している生物の生息・生育環境などの保全に努めます。

また、新河川法や平成15年に施行された自然再生推進法の趣旨を踏まえ、生物の生息・生育環境などの河川環境の整備と保全・復元に取り組めます。特に土砂の流入等によって乾燥化が進んでいる道東圏域の釧路湿原のような地域においては、蛇行した旧川への復元など河川環境の再生を図ります。また、水質汚濁が進んだ湖沼においては、国の天然記念物に指定されたヒブナの生息地である道東圏域の春採湖で釧路市が取り組んだ清流ルネッサンス 21*—水環境改善緊急行動計画のような水質改善対策を支援します。以上から、森林から沿岸までの生態系の要素をつなぐ水環境の保全を総合的に進めます。〔建設部、環境生活部、建設部〕

(5) 海岸

① 自然海岸の保全

長大な延長を持つ北海道の海岸では、人手が加わっていない自然海岸が比較的残されています。海浜草原や海食崖のような自然海岸では、海浜植物が生育し野鳥の繁殖地にもなっています。自然海岸はまた、原生花園や各地の岬などで観光の名所になるなど、地域住民の生活に潤いをもたらす場としても重要です。

こうした自然に恵まれた海岸、海浜地については、今後ともその保全に努めていきます。

また、自由に入出りが可能な海岸の中には、都市近郊から不特定多数の人たちが四輪駆動車やバギー車を持ち込み、海浜の自然植生に影響を与えている箇所があることから、モラル向上に向けた取組が求められます。〔環境生活部〕

② 生物多様性に配慮した国土保全と海岸の再生

海岸は、漁村や道路といった生活基盤に隣接することから、津波、高潮の脅威に対処するため、護岸を巡らし国土の保全に努めてきたところです。

しかしながら近年、沿岸域において土砂の供給、流出が不均衡となるなどの要因から、海岸の侵食が進み、隣接する干潟や砂嘴*などが減少し、野生動植物の生息・生育の場が失われつつあります。他方、海岸漂着物や、レクリエーション利用者により放置されるごみは景観の保持や衛生管理に支障をきたすばかりでなく、生息する海獣や海鳥に危害を与えている現状にあります。

このことから、自然環境の保全が必要な箇所においては、道央圏域での鶴川河口で実施している干潟保全対策工のような国土保全に配慮しつつ自然再生に努めた事業の実施を進めます。また、平成11年に改正された海岸法の趣旨を受けて策定した海岸保全基本計画に基づき、海岸の防護に加え、自然環境や美しい景観に配慮した保全、適正な利用の確保に向けた啓発活動の充実にも努めます。さらに、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）に基づき策定した北海道海岸漂着物対策推進計画を踏まえ、市町村・海岸管理者などの関係機関と連携を図りながら海岸漂着物の発生抑制や回収処理を推進します。〔建設部、環境生活部〕

(6) 浅海域

① 浅海域の保全と水産業との調和

浅海域における生物多様性の保全は、海の生物資源（水産資源）の持続可能な利用に依存する産業である水産業にとって重要です。本道の浅海域は、全国の4分の1を占める水揚げの大半を支える豊かな漁場ですが、近年、本道周辺海域における回遊資源の水産資源の水準低迷などから生産力が低下しています。一方、国際的に希少で保護が求められている野生動物のトドなどは、年々、漁業被害を増加させる傾向にあり、水産業との共存に課題を投げかけている現状にあります。

このことから、今後とも生物多様性を確保していくために、本道周辺海域における水産資源の分布や年齢構成などの現状把握、主要な魚種については漁獲可能量の設定、早急に資源回復が必要な魚種については漁獲努力量削減による資源管理などを通じて浅海域の保全を推進します。また、生物多様性が豊かで高い生産力に寄与する藻場・干潟については、その保全や造成を進めます。一方、トドなど水産業と競合する野生動物については、その生態の把握に努め、それらの管理と調和する漁業被害防止対策の検討を図ります。〔水産林務部、環境生活部〕

② 浅海域の再生・復元

北海道において日本海に面した浅海域では、海底を石灰藻が覆う、いわゆる磯焼けにより、ウニやコンブといった北海道を代表する水産物の漁場が失われた地域が存在します。さらに、隣接する海岸、砂浜地の侵食、流入する河川の変動などから海況が変わり、陸域と併せて生物多様性が低下しつつある問題が指摘されています。

これらのことから疲弊した浅海域においては、石積みによる囲い礁や盛砂による人工干潟の整備を行うことなどにより、水生生物の産卵・生育の場である藻場、干潟を保全・造成します。また、海岸侵食の防止対策を実施することに加え、魚付き林や河畔林の造成を行うことにより、周辺の生態系と一体となった水域環境の保全・回復に努めます。〔水産林務部〕

〈複合した生態系の保全〉

道東圏域の野付半島周辺は、砂州や湿原が浅海域と一体となって、砂丘植物や湿原の植物、鳥類、藻場で生息・生育するエビ類など多様な生物が育まれています。ただし、こうした特色ある複合した生態系は、知床方面からの土砂供給が少なくなったことなどから砂州が侵食されて先細り状態にあり、またエゾシカによる海岸草原や湿原植生の著しい食害が生じています。多様に変化する生態系については、それぞれの現状把握を行い、次にそれに基づいた多面的な保全策を講じる必要があります。

(7) 農村

① 環境に配慮した農村空間の構築

農業・農村は、食料生産だけでなく、自然との結びつきの中で、国土の保全や人間の生活と調和のとれた環境をつくる機能を持つことから、今後とも農村の整備にあたっては環境に配慮することが重要です。さらに、ため池や水路、残存林における野生動植物の現状を把握し、生物多様性の保全に配慮することが必要です。

このことから、自然環境の保全などをうたった食料・農業・農村基本法を受けて改正された土地改良法の趣旨に基づき、農村地域を、地域特性に沿った営農形態によって稲作、畑作、酪農、特殊な自然環境をもつ都市近郊、中山間の5つに区分し、地域ごとに環境との調和に配慮した整備構想の策定とその推進に努めます。加えて、北海道農業農

村整備推進方針に掲げた整備方針に基づき、水質保全を目的とした緩衝林の設置、生態系に配慮した排水路やビオトープ*の設置などを通じて多様な動植物との共存や美しい景観を支える取組を進めます。

さらに、これまで主に生産の場として捉えられてきた農村を、グリーンツーリズム*、体験型滞在などを通じて、都市と農村の交流の場として捉え直し、次世代を担う子供たちが環境との関わりや多様な生物の存在など命の大切さを学ぶ、環境教育・食育の場としての役割を提供していきます。〔農政部〕

② 自然と共生する農耕地の整備

全国の25%の面積を占め、食料生産の拠点となっている農耕地は、道央圏域に集中する水田、道東圏域に多くみられる畑や牧草地など長い開拓の歴史を通じて森林や湿原から改変された土地です。一方、効率的な生産を追求した農法による生物多様性への影響や化学肥料と農薬を多量に使い続けたことによる土壌劣化の進行も指摘されています。

生態系を保全しながら農耕地を次代に継承し、持続的に利用していくため、北海道農業農村整備環境配慮指針に沿って、農地や施設の整備・更新と環境との調和を図ります。また、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させながら、安全・安心で品質の高い農産物の安定生産を推進するクリーン農業や、化学肥料や農薬を原則として使用しない有機農業の推進を図ります。さらに、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づくエコファーマーの認定などを活用して、たい肥などの有機質資源の投入による環境への負荷を最大限に軽減する土づくりや化学肥料及び化学合成農薬の使用を低減させる技術の導入に努めます。加えて、自給飼料を確保するための草地整備など、環境と調和した生産活動を進めます。

また、冬季使われていない水田に湛水することで、水鳥などの生息環境を創出する試みなど新たな活用についても環境と調和する農業推進の観点から本道での取組を検討します。〔農政部〕

【関連指標群】

- ◎ クリーン農業に取り組む生産集団数
- ◎ 有機農業に取り組む農家戸数
- 北のクリーン農業（YES!clean）の作付面積
- 道内のエコファーマー認定数

(8) 都市

① 都市化に伴う影響の軽減

北海道における都市は、特に道央圏域の札幌市周辺に集中し、並行して農地の宅地化などが進展していることから、急激な生物多様性の低下が懸念されているところです。

このことから、こうした都市化に伴う影響を軽減し、無秩序な市街地化の防止に努めます。このためには、都市計画法に基づく都市計画を策定するにあたり、まとまって残存している緑地や防風林、野生生物の生息・生育・移動空間ともなる水辺など自然環境の保全に不可欠な区域を、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域などに設定し、木竹の伐採、建築物の設置や土地形状の変更などを規制していきます。また、市街化区域内にある農地や森林などについては、生産緑地法に基づく生産緑地地区に指定し、第一次産業が形成する二次的な自然環境とすることで隣接する他の生態系に配慮します。

また、豊かな自然環境は、単に見た目だけの美しさだけではなく、森林の保全や生態系の保全など自然との共生を基本とした環境の保全と深く関連することから、良

好な景観の形成を推進し、景観づくりを様々な施策に戦略的に位置づけて推進します。〔建設部〕

② 都市における水と緑の連続性の確保

都市化の進んだ地域における緑地などの減少は、住民の憩いの場を奪うばかりでなく、生物が生息・生育する空間を狭め、分断する大きな圧力となります。

このことから、生物多様性を確保するためには、野生動物の移動経路や生息地を確保することが必要です。このため、都市公園法と都市緑地法に基づく市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画などによって、地域住民と協力して行う花壇づくり、学校敷地、住宅周囲におけるビオトープ*の整備や植樹など都市緑化を進め、点在する緑地をつなげることにより、連続性を高めます。また、こうした都市緑地と、道央圏域の札幌市を流れる豊平川の河畔林など緑地と水辺を結びつけ、森林、湖沼・湿原など他の生態系とつながった水と緑のネットワークの形成を図ります。加えて、道央圏域の登別市キウシト地区のような市街地に残された緑地の積極的な買入れなどを促進します。

また、オフィスや工場、住宅が立ち並ぶ都市地域の緑は、私たちの日常的な暮らしの中で、身近な自然とのふれあいを確保するために重要です。したがって、自然と共生する都市空間の創造に向けて、NPOや企業、教育や研究関係者、住民とが相互に連携・協力して、水と緑豊かな都市環境づくりに取り組みます。〔建設部〕

【関連指標群】

- ◎ 一人当たり広域都市公園面積
- 緑の基本計画策定市町村数

2 重要地域の保全施策の実施方針

(1) 自然環境保全地域等

① 施策の実施状況

すぐれた自然を有し、保全することが特に必要な区域等を自然環境保全法及び北海道自然環境等保全条例に基づき、自然環境保全地域等に指定しています。

法に基づく原生自然環境保全地域には、高山植生のハイマツが主体である知床半島の遠音別岳や、周囲を大雪山国立公園に囲まれ、エゾマツ・トドマツなどの原生林が広がる十勝川源流部の2地区が指定されています。自然環境保全地域としては、北限に近いブナの天然林*が分布している大平山が指定されています。

また、北海道自然環境等保全条例により、大千軒岳の高山・亜高山地域、以久科の海岸砂丘の草原、すぐれた天然林*が相当部分を占める森林や海浜植物群落などの7地区を道自然環境保全地域として指定しています。

自然環境保全地域等では、保全すべき自然環境の特質に即して保全のための規制や施設に関する保全計画が定められており、保全計画に基づいた保護管理が図られています。

② 今後の課題と実施方針

これら地域は、極力、自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、生物多様性の保全にとって重要な役割を担っていることから、自然保護監視員による巡視強化を図り、当該地域の現状把握や標識の整備等を通じて適正な保全管理に努めます。〔環境生活部〕

【関連指標群】

- 自然保護監視員等の人数と監視延べ日数【再掲】

(2) 自然公園

① 施策の実施状況

道内には優れた自然の風景地として、知床や大雪山など6箇所の国立公園、網走や大沼など5箇所の国定公園、野幌森林公園や狩場茂津多など12箇所の道立自然公園が指定されており、その合計面積は、全道の約10%に当たります。

これらの自然公園は、高山、森林、湿原、河川・湖沼、海岸など多様な生態系を含み、4圏域それぞれに3公園以上が指定されていることから、各圏域における自然環境の保全上の核となる地域としての役割を担っています。

自然公園では、保護と利用のため公園計画が定められており、公園計画に基づいた保護管理が図られています。

② 今後の課題と実施方針

自然公園では、それぞれの区域の自然条件とそれを取り巻く社会状況などに応じて公園計画が定められています。公園計画はこれらの条件や状況に常に的確に対応している必要がありますが、中には計画策定時から相当の年月が経過しているものもことから、順次公園計画の見直しを進めます。

また、自然公園は、ありのままの自然とのふれあいや、自然の仕組みを学ぶなど生物多様性の重要性を認識することができる重要な場であることから、公園毎に定められる公園計画や管理計画、管理指針に基づき、必要かつ最適な施設整備を行うとともに、適正な利用の普及・啓発に努めます。〔環境生活部〕

【関連指標群】

- 国定公園及び道立自然公園の計画見直し件数
- 自然保護監視員等の人数と監視延べ日数【再掲】

(3) 世界自然遺産*

① 施策の実施状況

平成17年(2005年)、第29回ユネスコ*世界遺産委員会において、知床が世界自然遺産*に登録されました。これは、平成5年(1993年)の鹿児島県屋久島と青森県・秋田県の白神山地に次ぐ、国内3番目、12年ぶりの登録となるものです。

知床は昭和39年に知床国立公園に指定、昭和57年に国指定知床鳥獣保護区及び同特別保護地区に指定され、また平成2年に森林生態系保護地域として設定されています。また、希少野生動植物や天然記念物に指定されている種が本地域内において確認されており、幾重にも各種法令等により保護されてきたところです。

② 今後の課題と実施方針

原始性・自然性の高い生態系や希少な野生生物を有する知床においては、利用者数の増加やニーズの多様化に伴い、利用者の集中や不適切な利用に伴う自然環境への悪影響が懸念されており、知床五湖地上遊歩道、知床連山野営指定地、知床沼などにおいて植生の荒廃が認められます。また、写真撮影などによるヒグマとの不用意な接触など、野生生物とのあつれきも課題となっています。

このため、知床の原生的な自然環境を保全しつつ、感銘を与える質の高い利用機会を提供するため、関係機関の連携協力のもと、知床世界自然遺産*地域の保全と適正な活用を進めるために関係機関及び地元関係者の協議により定められた各種のルール(知床ルール)の普及啓発を図るとともに、知床におけるエコツーリズムを含む観光利用の基本方針である知床エコツーリズム戦略の展開を図ります。

さらに、近年、エゾシカによる食害が、海岸植生や標高約 300m 以下の低地全域とともに、高山帯にも拡大しております。一方、特定外来生物に指定されているアライグマ、アメリカミンク及びセイヨウオオマルハナバチの知床半島への侵入が確認されるなど、外来種対策は、知床世界自然遺産*の生物多様性を守るにあたって大きな課題となっています。

こうしたことから、この地域の管理に当たっては、知床世界自然遺産*地域科学委員会による科学的な立場からの助言を得て、国や地元行政機関、関係団体等が連携協力してモニタリングや調査研究を行うとともに、第一次産業やレクリエーション利用が行われている地域と将来にわたり厳正な保護管理を図る地域に区分し、人為的活動と両立させながら各種保護施策を実施します。〔環境生活部〕

3 横断的・基盤的施策の実施方針

(1) 鳥獣保護管理施策

① 施策の実施状況

本道は、渡り鳥の繁殖地や渡来地として国際的に重要な位置を占めています。多様な野生鳥獣の中には、生息数が減少して絶滅のおそれのある種があり、一方で農林水産業被害等の増大をもたらすなど、人間活動とのあつれきを生じているものも見受けられます。また、外来種は、農林水産業や人の健康への影響とともに、生態系への影響が懸念されています。

野生鳥獣の保護管理施策としては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に基づき、人命や農林水産業に被害をもたらす鳥獣については、被害の軽減を図ることを目的とした捕獲を許可します。その許可にあたっては、対象鳥獣の生態、被害の発生状況等を勘案し、捕獲時期、捕獲方法、捕獲数等が適切なものとなるよう配慮しています。

また、野生鳥獣の保護繁殖を図るための鳥獣保護区（国及び道）の指定状況（平成 25 年度末現在）は、311 箇所、39 万 0, 331ha で、本道の総土地面積（北方領土を除く）の約 5% に至っており、このうち、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認められる区域を特別保護地区として、101 箇所、7 万 6, 594ha を指定しています。

こうした中、北海道を代表する大型哺乳動物の一つであるエゾシカについては、明治初期の大雪と乱獲により一時は絶滅寸前まで激減しましたが、その後の保護政策などにより、分布域の拡大と生息数が著しく増加しました。それに伴い、農林業被害額が急増し社会問題化したことから、人間活動とのあつれきを軽減し、安定的な生息数を確保することを目的とする鳥獣保護管理法に基づく北海道エゾシカ管理計画を策定し、北海道エゾシカ対策推進条例に基づく基本計画としても位置づけて、総合的かつ計画的な対策を推進しているところです。

また、北海道を代表するもう一つの大型哺乳動物であるヒグマについては、人身被害という特異的な軋轢の原因となる一方で、北海道の生態系の構成要素として重要な存在であり、生物多様性の観点からも将来にわたりその健全な地域個体群*の存続に取り組む必要があることから、人とヒグマとの軋轢の軽減とヒグマ地域個体群*の存続を目的とする北海道ヒグマ保護管理計画を策定し、総合的な対策に努めています。

さらに、近年、北海道沿岸において一部の種の確認個体数が著しく増加するとともに生息地の範囲が拡大しているアザラシ類については、漁業被害が深刻化していることから、漁業被害を軽減し、人とアザラシ類との共存を目的とする鳥獣保護管理法に基づく北海道アザラシ管理計画を策定し、総合的な対策に努めています。

② 今後の課題と実施方針

国境を越えて本道に渡来する渡り鳥及びその生息地の保全を図ることが必要であることから、国との連携のもと、国際的な連携・協力を図るとともに、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定を適切に進めるなど、鳥類が生息しやすい環境の保全に努めます。

野生鳥獣の適正な保護管理のためには、生息実態の把握が必要不可欠であることから、猛禽類やヒグマなどの生息実態など野生動物分布等の実態調査に努めます。

また、人間活動とのあつれきが問題となっているエゾシカについては、農林業被害だけでなく、天然林*の樹皮剥離や林床*植物の減少など生態系への悪影響も出ていることから、適正な生息数となるよう積極的な捕獲を促進しています。平成25年度には約13万頭のエゾシカが捕獲されたことなどから、その推定生息数は約56万頭、また、農林業被害額が約56億円と減少傾向となりましたが、いずれも高水準にあるため、引き続き捕獲を促進するとともに、命を無駄にしないよう地域資源として、エゾシカの多面的な価値の有効活用を積極的に推進します。

ヒグマについては、人身事故がほぼ毎年発生しており、農業被害も長期的に見ると増加傾向にあることに加え、近年は新たな形態の軌轢として、市街地への出没も多発しています。一方で5つの地域個体群*のうち、2つ（積丹・恵庭（石狩西部）、天塩・増毛）が北海道レッドデータブック*2001において保護に留意すべき地域個体群*に選定されています。さらに、特殊な技能と経験が求められるヒグマ捕獲従事者の減少が加速的に進んでいます。これらのことから、ヒグマの保護管理にあたっては、ヒグマの生息状況を常にモニタリングしながら、出没個体の有害性に応じた対応をとるとともに、人材の育成を含む地域の危機管理体制の構築を図るなど、様々な方策を実施していくこととしています。

漁業被害が深刻化しているアザラシ類については、日本海北部地域で増加している周年定着するようになったゴマフアザラシを、順応的管理手法により、効果や影響をモニタリングしながら、削減を行っていくこととしています。〔環境生活部〕

【関連指標群】

- ◎ 北海道東部地域におけるエゾシカ個体数指数（推定生息数）
- ◎ 北海道西部地域におけるエゾシカ個体数指数（推定生息数）
- エゾシカ捕獲数と農林業被害額
- 道指定鳥獣保護区の指定面積
- 狩猟免許所持者数

(2) 希少野生生物の保護施策

① 施策の実施状況

本道では、日本の中でも特有な生態系とともに特有の生物相が形成されていますが、多くの野生生物は、開発などに伴う生息・生育地の改変、盗掘・違法採取、外来種による影響などにより、絶滅の危機にさらされています。

このため、希少な野生生物の保護に関する法律である絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）の指定種については、国が策定した保護増殖事業計画や生物多様性国家戦略などに基づき、市町村その他関係機関との連携を図りながら保護の取組を進めています。国では、指定種の根拠として、野生生物の現状を示した日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—を公表しているところです。

北海道では、平成13年に北海道希少野生動植物の保護に関する条例を制定し、その

後、平成 25 年に当該条例を北海道生物の多様性等の保全等に関する条例に新たに統合・制定のうえ、保護施策を進めています。この条例は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本原則のほか、鳥獣保護対策や外来種対策、希少種対策などを盛り込んだ総合的条例であり、希少種対策では、捕獲等の行為を禁止する指定希少野生動植物種の指定、流通監視を必要とする特定希少野生動植物種の指定のほか、指定希少野生動植物種の生息・生育地を一体的に保護する生息地等保護区を指定しています。現在、指定希少野生動植物種としては 29 種、そのうち特定希少野生動植物種として 7 種を指定するとともに生息地等保護区としてアポイ岳と幌満岳の一部をヒダカソウ生育地保護区に指定しています。

また、平成 13 年に公表した北海道レッドデータブック* 2001 の見直しに向け、平成 25 年から、道内に生息・生育する動植物の種毎の文献整理など、関連情報の整備を行っています。〔環境生活部〕

② 今後の課題と実施方針

こうした施策にもかかわらず、希少野生生物種の中には個体数が回復しない種があり、また各地で盗掘・違法採取やエゾシカの食害など、希少野生生物種の保護に関して種々の課題が残されています。また、前述のヒダカソウ生育地保護区では、毎年訪れる人の踏みつけ等により依然として生育地の衰退が懸念されることから、立入りを禁止した事例があるなど、その対策の強化が必須となっています。さらに、芦別市岨山では北海道森林管理局と芦別市民が中心となって岨山自然保護協議会が設立され、同協議会が実施するモニタリング登山の入山のみを認める形で制限が行われています。こうした取組により希少植物を含む高山植物の回復が認められることから、保護対策の継続した実施が必要です。

北海道における希少野生生物種の保護対策としては、一時、絶滅に近い状態であった特別天然記念物タンチョウが、地元の人々による献身的な給餌活動や国の保護増殖事業により生息数が増加した例もあります。しかしながら、道東圏域を中心に生息する天然記念物シマフクロウについては、平成 27 年でも、140 羽程度が確認されているにとどまり、道東圏域の太平洋岸のエトピリカや道北圏域の天売島のウミガラスは繁殖数が激減しています。また、北海道が主要な越冬地である天然記念物オオワシや、冬鳥であるとともに道内でも少数が繁殖する天然記念物オジロワシについても、その生息状況に十分注意を払っていく必要があります。さらに、礼文島にだけ生育するレブンアツモリソウは、盗掘によってその個体数が減少したまま、危機的状況に変わりはなく、特別天然記念物阿寒湖のマリモなどは、環境の悪化による影響が危惧されています。

このことから、こうした希少野生生物種については、モニタリングでの現状把握を充実させながら、国の保護増殖事業や道条例などに基づく施策を徹底し、関係機関と連携して、保全に努めていきます。〔環境生活部〕

【関連指標群】

- ◎ 特別天然記念物タンチョウの生息数
- 特別天然記念物タンチョウ飛来のあった振興局数
- 指定希少野生動植物種の指定種数
- 指定希少野生動植物種の生息等のモニタリング調査対象種数
- 自然保護監視員等の人数と監視延べ日数【再掲】

(3) 文化財保護施策

① 施策の実施状況

文化財である天然記念物の保護は、北海道の歴史や伝統、文化を伝えていくために重

要です。

国は、大正 8 年に史蹟名勝天然紀念物保存法を制定し、昭和 25 年に、すべての文化財の保護に関する制度を包括する法律である文化財保護法を制定しました。昭和 46 年には「指定に係る地域自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは環境大臣と協議しなければならない」という規定が設けられ、平成 11 年には「環境大臣が自然環境の保護の見地から必要と認めるときは、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を述べるができる」旨、改正されました。

また、北海道では昭和 23 年に北海道史蹟名勝天然紀念物保存顕彰条例が、昭和 30 年に北海道文化財保護条例が制定され、市町村においても文化財保護条例が制定されています。

国指定の特別天然記念物としては大雪山やタンチョウ、阿寒湖のマリモなど、天然記念物では釧路湿原をはじめ藻岩原始林やウスバキチョウなど、道指定では斜里海岸の草原群落、雨竜沼高層湿原帯など、市町村指定では釧路町の開拓記念木やちだもを皮切りに動植物などが天然記念物に指定され、保護されています。〔教育庁〕

② 今後の課題と実施方針

こうした天然記念物の指定については、春採湖ヒブナ生息地や礼文島桃岩付近一帯の野生植物、阿寒湖のマリモなどのように動植物の指定と併せて、生息・生育地域の保護やそれに係る調査・研究を行うなど、自然環境の保護や生物多様性を意識した生物群集の保全などの視点も十分に考慮していきます。また、指定された種と地域に関して、管理団体等は生物多様性の現状を把握し、それに基づき各種の保全策を講じる必要があります。〔教育庁〕

【関連指標群】

- 天然記念物の指定件数

(4) 外来生物対策

① 施策の実施状況

外来種は、地域固有の生物多様性をゆがめ、生態系を破壊する要因として、近年、大きな問題になっています。こうしたことから、特に侵略的な外来種による被害を防止するため、国では平成 17 年特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）を施行し、アライグマなど 111 種を飼養や運搬などを規制する特定外来生物に指定しています（平成 26 年 6 月現在）。

道では、外来種対策として独自に北海道の外来種リスト（北海道ブルーリスト 2010）を取りまとめ公表するとともに、平成 25 年に制定した北海道生物の多様性の保全等に関する条例では、生物多様性に著しい影響を及ぼし、またはそのおそれがあると認められるものを指定外来種として指定し、野外への放逐を禁止することとしています。また、アライグマやセイヨウオオマルハナバチ、ウチダザリガニの生息状況などの基本的な情報を提供するとともに、分布拡大を抑制するため市町村等と連携し捕獲に取り組んでいます。〔環境生活部〕

② 今後の課題と実施方針

アライグマやセイヨウオオマルハナバチなど、問題となっている外来種については、捕獲を進めているものの、環境適応能力や繁殖力が高いことから生息域が拡大しており、在来種への影響や農作物への被害が続いている状況です。

このことから道では北海道外来種対策検討委員会を設置し、北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づく北海道外来種対策基本方針を策定し、指定外来種の指定

を進めるとともに、個別対策としてアライグマ、アメリカミンクやセイヨウオオマルハナバチについて、外来生物法に基づく防除実施計画を作成し、市町村や道民ボランティアと連携しながら計画的な防除に努めています。このほか、ブラウントラウトやカムルチー、カワマスについては北海道内水面漁業調整規則により移植を禁止するなどの措置を講じています。特定外来種であるブルーギルについて徹底した防除と拡散防止を、既に防除が完了しているブラックバスについては新たな侵入の防止に努めます。

また、これまで生息していなかった地域における目撃報告が増えている種もあることから、分布の拡大などの情報を適宜把握し、対策を講じていくことが必要であるため、最新の情報を整理するなど、北海道の外来種リスト（北海道ブルーリスト2010）の更新を適宜行い、新たな知見から在来種や本道固有の生態系の保全に努めます。

[環境生活部、水産林務部]

【関連指標群】

- ◎ 「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数
- アライグマの捕獲数と農業等被害額
- 指定外来種の指定種数
- セイヨウオオマルハナバチバスターズの登録者数
- 特定移入動物の指定種数

(5) 生物多様性保全に関わる調査等

① 施策の実施状況

生物多様性に関わる調査は、生物に関するデータ収集のみならず、生態系構成要素である大気や水質、地形や地質のデータ収集も必要とするなど、多岐にわたります。

平成22年度から22の道立試験研究機関を統合して設立された地方独立行政法人北海道立総合研究機構の環境・地質研究本部では、動植物の分布や生息・生育状況を把握する定期的なモニタリングのほか、大気や水環境についてのモニタリングを実施しています。また、水産研究本部では、海洋及び内水面における環境モニタリングを実施し、水産資源の動向と水域の環境条件との関連を分析しています。このほか、農業研究本部では環境にやさしい農業・牧畜のための硝酸性窒素*の消失動向などのモニタリングを実施しており、森林研究本部では、道内各地における森林動態のモニタリングなどに取り組んでいます。

また、平成27年4月に開館した北海道博物館では、北海道の中核的研究博物館として、生物多様性保全に関する基礎情報の収集などを行っています。

② 今後の課題と実施方針

生物多様性を保全していくためには、その三つのレベルの多様性についてモニタリングを充実させることが必要です。同時に、野生生物や生態系の健全性を評価する手法を確立するとともに、本道に生息・生育する生物種の種類やその存在の状況についてのリスト化やモニタリングを行った証拠となるデータや標本の体系的な整理を行い、本道の生物多様性の保全を進めるための基礎資料とする必要があります。しかしながら、生物多様性保全に係る現状の認識が十分とは言えないことから、今後とも、北海道立総合研究機構を中心とし、調査研究体制の充実を図りながら、国や、大学、他の研究機関、自然保護監視員等や地域住民、NPO・NGOなどと連携しつつ、野生生物、生物群集や生態系の長期的なモニタリングを実施します。また、保護すべき野生生物の生態や生態系のしくみを明らかにする研究を促進します。そして、これらの研究成果に基づいて、生物多様性の評価手法の確立に努めます。さらに、リスト化された本道の生物種

や様々な分野で収集された環境情報をデータベース化し、共有と活用を図るとともに、国際的な状況把握にも努めます。〔環境生活部〕

【関連指標群】

- 野生動植物種の目録を作成した分類群の数【再掲】

(6) 持続的利用に関する研究

① 施策の実施状況

生物多様性の保全と持続可能な利用に資する研究は、産業活動の場として自然を利用している第一次産業では特に重要です。農業においては、化学肥料の硝酸性窒素*や農薬による環境負荷を低減していくため、環境との調和に配慮した生産のためのクリーン農業技術や有機農産物の安定生産に向けた技術の開発・普及に取り組んでいます。また、林業においては、資源の循環利用の促進を通じた森林の適切な管理や、針葉樹人工林を多様な広葉樹が入り混じる混交林など天然林*に近い姿に誘導する技術の普及などに取り組んでいます。このほか、水産業においてもモニタリングで得られた資料から水産資源量の動向を予測し、漁獲の根拠とするなど、生物多様性を保全しながらその持続可能な利用を観点とした研究が進められているところです。〔農政部、水産林務部〕

② 今後の課題と実施方針

生物多様性の持続可能な利用を図るためには、第一次産業にかかわる動植物の研究とともに生態系を構成する大気や水、土壌に対する負荷を低減させる技術開発が必要です。さらには、これら全てを統合し、様々な生態系のつながりまで含めた研究が必要となります。

このことから道としては、第一次産業における生物多様性の保全と持続可能な利用に資する研究をさらに促進します。また、二酸化炭素排出を減じて生物多様性保全に寄与するため、本道の自然エネルギーである雪氷を冷房に利用した農作物の貯蔵技術や森林バイオマス*の利用など、再生可能なエネルギーに関する技術を推進します。

さらに、陸域から海域までの流域としてのつながり・ネットワークが重要な役割を果たしているため、連続する生態系や水資源サイクルなど広域的な視点から、森林・農村・河川・浅海域など、隣接する生態系を総合的に把握するため、森林・農業・水産・環境・地質などに関する試験研究機関が連携した、流域全体の生態系の保全と管理のための研究をなお一層促進していきます。〔環境生活部、農政部、水産林務部〕

(7) 遺伝子組換え生物等

① 施策の実施状況

生物多様性の要素である遺伝子の多様性は、将来の人類にとって必要となる医療品や食料開発の源となる有用な生態系サービスの一つです。平成15年には、(独)北海道農業研究センターが遺伝子組換えイネの屋外栽培試験を実施するなど、遺伝子組換え技術を応用した農作物の栽培研究が始められました。

また、林業では優良な形質を備えた苗を大量に育てる組織培養の研究が進められており、こうした研究やそれに基づいたバイオ産業の一層の振興を図るため、北海道では平成17年に北海道バイオ産業振興方針を策定しました。〔経済部〕

② 今後の課題と実施方針

遺伝子操作により新たに作り出されたものが野生のものと交雑することにより、生物多様性が損なわれる、いわゆる遺伝子汚染の危険性が指摘されています。

このことから、農業関係では、平成15年に国が遺伝子組換え生物等の使用等の規制

による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）を公布した後、地方自治体としては初めて平成17年に北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例を制定しました。この中で、一般栽培は許可制とし、イネについては300m以上、大豆については20m以上離すなど隔離する距離や管理方法など具体的な基準を設けて、遺伝子組換え技術により作出された作物と在来の一般作物（これまで栽培してきた作物）との交雑・混入の防止を図っています。

また、遺伝子操作により新たに作り出されたものが野生化し、在来種を本来の生息・生育地から追い出してしまうことが危惧されています。遺伝子操作等で創出された生物と自然な生態系の関係については、今後注意深く研究すべき課題になっています。したがって、遺伝子組換え生物等については、今後とも、生物多様性保全の観点から、在来種や自然な生態系へ悪影響を及ぼさないことが重要です。〔農政部〕

【関連指標群】

- ◎ 開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査回数
- 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例に基づく許可等の件数

(8) 普及啓発

① 施策の実施状況

道では、道民一人ひとりが環境に関する基本的な知識を持ち、自発的に環境保全に取り組むことが重要であるとの観点に立ち、生物多様性の保全を含む様々な環境政策の普及啓発に努めています。

こうした取組の基本となる環境教育においては、平成26年3月に策定した北海道環境教育等行動計画に基づき、道民一人ひとりの具体的な環境保全行動を促進するとともに、その基盤となる人づくりを推進することとしており、環境セミナーや自然体験教室などの実施、環境教育プログラムの作成、地域住民等が開催する環境学習講座に講師を派遣するなど、様々な普及啓発に努めています。

平成22年には、様々な立場の人が互いに連携し、生物多様性保全のために取り組む活動（地域連携保全活動）を促進することで、それぞれの地域における生物多様性の保全を図ることを目的に生物多様性地域連携促進法が制定され、地域連携保全活動を支援する拠点として地域連携保全活動支援センターの設置が地方公共団体に求められました。

このため、道では平成26年4月に、公益財団法人北海道新聞野生生物基金、公益財団法人北海道環境財団、地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境・地質研究本部環境科学研究センターの3団体が協同で設立した北海道生物多様性保全活動連携支援センター（通称：HoBiCC「ホビック」）と連携し、平成26年5月に同センターを国に登録しました。

また、毎年7月を道民環境行動月間、5月、7月、10月、1月の第2日曜日をそれぞれ春・夏・秋・冬の道民環境の日と定め、環境保全行動の実践を広く呼びかけるとともに、日常生活における環境保全行動の事例などを環境行動ハンドブックとしてまとめ、道民の取組を促進しています。

一方、循環型社会形成のための需要面からの取組としては、国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえ、平成13年に、環境負荷の低減に資する物品・役務の調達に関する北海道グリーン購入基本方針を策定し、環境への負荷ができるだけ少ない物品を優先的に使用することなどを啓発しているところです。〔環境生活部〕

② 今後の課題と実施方針

平成16年、環境省が全国20歳以上の2,000名を対象に実施したアンケート調査によると、自然への関心について「非常に関心がある」「どちらかといえば関心がある」と答えた人が全体の4分の3程度を占めました。これに対し、「生物多様性」という言葉を「知っている」、「聞いたことがある」と答えた人は、約3割にとどまっている結果となっており、まだまだ生物多様性という概念は普及していない、というのが実態です。

さらに、生物多様性の恩恵である生態系サービスによって私たちが生かされていることや生物多様性を脅かしている要因が私たちの生活に起因していること、さらにその具体的な解決の方法などについての認識や知識の不足が、生物多様性の保全を脅かしている大きな要因であることが、道民の共通認識になっていません。

これらの改善のためには、生物多様性の環境、文化、経済における重要性をわかりやすく伝えることが重要です。

こうしたことから、道では、環境情報の提供や環境保全活動への支援を通じて引き続き普及啓発に努めるとともに、(公財)北海道環境財団が運営する環境サポートセンターや北海道生物多様性保全活動連携支援センター(HoBiCC)などと連携して、環境を保全する意識の中に生物多様性の保全という考え方を組み込んでいきます。

普及啓発活動を効率よく行うためには、学校教育との連携は必須であるとともに、社会教育においても、図書館や博物館といった社会教育施設や地域の自然関係施設などとの連携が期待されます。

一方、生物多様性保全のための行動を具体的なものにしていくためには、動機づけや支援が必要です。行政による補助金や税制措置のほか、各種基金、企業やNPOの助成金などの活用により、個人や地域の主体的な取組が継続的に進むことが期待されます。[環境生活部]

【関連指標群】

- ◎ 「生物多様性」の認知度
- ◎ 環境教育に取り組んでいる学校の割合

(9) 自然とのふれあい施策

① 施策の実施状況

生物多様性がもたらす生態系サービスのうち、文化的サービスを享受していくためには、自然とのふれあいの場を活用することが有効です。

このことから道では、優れた自然の風景地の保護や生物多様性保全の確保、および快適な利用の増進を図る自然公園や、野鳥とのふれあいを深める野鳥の森、森林とふれあい森林や林業への理解を深めるための自然体験学習やレクリエーションの場である道民の森など各拠点に、利用施設等の整備を進めてきたところです。

また、近年、自然環境やみどり、これらと密接な関係にある農林水産業への関心、期待が高まってきていることから、各地で自然観察会・探鳥会・森林浴*など森林や自然に親しむ行事や農林水産業の体験活動が実施されています。そのほか、動植物の生態などについて解説し、人と自然との橋渡し役となるボランティア・レンジャーを育成するための研修会を毎年実施するなど、自然とふれあう機会の提供とその普及啓発に努めているところです。[環境生活部、農政部、水産林務部]

② 今後の課題と実施方針

自然の仕組みや適切な利用の仕方などについて知識と理解を深めるためには、自然とふれあうための施設が重要ですが、既存施設の老朽化が進んでいることから、利用者の安全確保を含めた適切な維持管理が必要です。また、山岳部においては、観光客や登

山者によるし尿、トイレトペーパーの散乱などが環境におよぼす影響に対応する取組が必要です。

このことから、自然公園などの既存施設においては、定期的に補修・改良を行うなど、計画的な再整備を図っていきます。また、清掃活動団体に助成を行い、自然公園の清潔な維持に努めるほか、山岳部では、し尿処理問題など環境負荷低減に向けた取組を進めていきます。

また、自然の仕組みや適切な利用の仕方などについての知識と理解を深めるためには、地域資源を活用した産業への理解が不可欠です。そのためグリーンツーリズム*などをはじめとした各種生活体験や生産の場を体験する機会の充実を図ります。〔環境生活部、農政部〕

【関連指標群】

- ◎ 道民との協働による森林づくりの参加者数
- ◎ 青少年向け森林教室等の実施校
- ◎ 青少年の森林・林業に関する学習活動を支える指導者数
- ◎ 道民との協働により植え・育てる樹木の本数
- ボランティア・レンジャーの育成研修会参加者数
- アウトドアガイドの資格認定者数

(10) 環境影響評価

① 施策の実施状況

環境影響評価は、一般に環境アセスメントと呼ばれます。これは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある道路やダム、鉄道、発電所の建設、宅地等の造成やレクリエーション施設の設置などの際に、あらかじめその事業が環境に及ぼす影響について、科学的な調査、予測、評価を行い、その過程や結果を公表して、住民や行政機関、専門家などの意見を聴く手続きを通じて、環境保全について適正に配慮されることを確保しようとする制度です。環境アセスメントでは、配慮の対象として、地形・地質、植物、動物、生態系の保全など生物多様性の保全に係わる要素も挙げられています。

道では、昭和53年、他の都府県に先がけ北海道環境影響評価条例を制定し、環境アセスメントを実施してきましたが、これまでの運用を踏まえて制度や技術面での改善を図り、また、国が定めた環境影響評価法と整合を図るため、平成10年に全面改正し、制度や技術面での改善を図りました。

また、平成23年4月の環境影響評価法の改正や、道条例改正後10年以上が経過し、その後の社会情勢の変化等を踏まえたものにする必要があったことから、平成25年3月に道条例を一部改正し、事業計画段階の配慮書手続きの新設やインターネットを利用した関係図書の公表手続きの追加、対象事業への風力発電所の追加等を行いました。〔環境生活部〕

② 今後の課題と実施方針

規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、あらかじめ十分な環境配慮を行い、影響の回避又は低減を図ることは極めて重要です。

環境影響評価法の改正及び道条例の改正により計画段階における環境配慮の手続きが導入されたことに伴い、事業者がより早期の段階から生物多様性の保全の観点からの環境配慮を適切に行うこととなるよう、普及・啓発に努め環境影響評価に関する科学的知見の蓄積をすすめるとともに、環境影響評価制度の適切な運用を図っていきます。

〔環境生活部〕

(11) 低炭素社会、循環型社会の形成に向けた取組

生物多様性を支える健全な大気や水、土壌などの生態系構成要素の保全には、温室効果ガス排出量の削減目標を掲げた低炭素社会の実現と環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築が不可欠です。

このことから、次の取組と相互に関連し合いながら生物多様性の保全を図ります。

ア 地球温暖化防止

① 施策の実施状況

道では、平成 20 年(2008 年) 7 月に開催された北海道洞爺湖サミットを契機として、平成 21 年 3 月に北海道地球温暖化防止対策条例を制定し、同条例に基づき地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 22 年 5 月北海道地球温暖化対策推進計画を策定しました。

また、北海道地球温暖化対策推進計画に基づく施策を効果的かつ着実に推進していくため、庁内に北海道地球温暖化対策推進本部を設置するとともに、重点的に取り組む施策をガイア・NEXTプロジェクトとして位置付け、関係各部署が連携し、本道における低炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。〔環境生活部〕

② 今後の課題と実施方針

地球温暖化は地球規模の深刻な問題であり、早期に解決すべき喫緊の課題です。北海道地球温暖化対策推進計画では、国や道の現行施策の着実な推進や、地域として導入の可能性が高い再生可能エネルギーなどの技術・対策による排出削減量などを当面の削減目標とし、豊かな自然や地域資源など、本道の優位性を活かしながら、低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換、地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等、二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進を重点施策として推進することとしています。

道としては、本計画に示す対策・施策を、市町村、事業者及び道民と一体となって推進することにより、知床世界自然遺産*をはじめとする豊かな環境を有するこの北の大地から、地球温暖化対策に積極的に貢献していきます。〔環境生活部〕

イ 循環型社会の形成

① 施策の実施状況

北海道環境基本計画における施策展開の分野のひとつである北海道らしい循環型社会の形成に向け、道では平成 17 年 3 月に北海道循環型社会推進基本計画を策定し、この計画推進のため北海道循環資源利用促進税条例の制定とその税収を活用した廃棄物の排出抑制・リサイクル促進のための支援事業の実施、廃棄物の発生・排出抑制に係る表彰制度の創設など 3R（リデュース・リユース・リサイクル）*推進のための普及啓発、不法投棄など廃棄物の不適正処理を防止するための監視体制の強化、地域におけるバイオマス*の利活用の促進・支援による全道的なネットワークの確立、再生品の利用拡大を図るためのリサイクル認定制度の運用やリサイクルブランド認定制度の創設などによるリサイクル関連産業の振興を図るための施策などを進めてきました。

しかし、様々な課題が顕在化したことから、循環型社会の形成を加速させるためには新たな制度的枠組みが必要と考え、北海道循環型社会形成の推進に関する条例を平成 20 年 10 月に制定・公布するとともに平成 22 年 4 月に北海道循環型社会形成推進基本計画を策定しました。〔環境生活部〕

② 今後の課題と実施方針

循環型社会の形成は、天然資源投入量の抑制やバイオマス*利活用の推進など国土及び自然資源を持続可能な方法で利用するために欠かせないものです。

これまでの取組により新たに投入された天然資源量の減少や循環利用量が増加し、平成 21 年度からは一般廃棄物のリサイクル率が全国平均を上回る結果となりました。しかし、生ごみの資源化が遅れていること、産業廃棄物では汚泥や廃プラスチック類の最終処分の割合が高いこと、建設系廃棄物等の不法投棄が後を絶たない状況にあることなどの課題があります。このことから、引き続き北海道循環型社会形成推進基本計画に基づき、低炭素社会・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化をイメージし、廃棄物の排出抑制、適正な循環利用及び適正な処理を図り、北海道らしい循環型社会の形成のための取組を進めていく必要があります。

○関連指標

No.	指標名称	現状	数値目標等	達成年 (期間)
1	◎森林所有者等が生物多様性の保全のために特に森林の整備・保全を行う面積	7万 ha	11万 ha	H34
2	◎多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積	56万 ha(H23)	65万 ha	H34
3	◎北海道らしい里山林*の箇所数	74か所(H25)	100か所	H34
4	◎健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数	6流域(H24)	13流域	H29
5	◎クリーン農業に取り組む生産集団数	390生産集団(H24)	650生産集団	H29
6	◎有機農業に取り組む農家戸数	341戸(H24)	1,800戸	H29
7	◎一人当たり広域都市公園面積	2.5m ² /人(H24)	3.0m ² /人	H30
8	◎北海道東部地域におけるエゾシカ個体数指数(推定生息数)	123±50(21万頭)(H25)	50	H28
9	◎北海道西部地域におけるエゾシカ個体数指数(推定生息数)	255±85(約35万頭)(H25)	200	H28
10	◎特別天然記念物タンチョウの生息数	1,034羽(H22～H24平均)	1,305羽	H27～29
11	◎アライグマ生息市町村と「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数	生息確認:147市町村(H26.9) 計画策定:127(H26.9)	全市町村	H29
12	◎開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査回数	年1回(H25)	年1回(継続)	H21以降
13	◎「生物多様性」の認知度	意味を知っている:26.0% 聞いたことがある:33.4%	75%以上	H31
14	◎環境教育に取り組んでいる学校の割合	小学校 48.1%、 中学校 41.1%(H24)	100%	H29
15	◎道民との協働による森林づくりの参加者数	49万人(H24)	66万人	H44
16	◎青少年向け森林教室等の実施校	253校(H25)	418校	H34
17	◎青少年の森林・林業に関する学習活動を支える指導者数	823人(H25)	962人	H34
18	◎道民との協働により植え・育てる樹木の本数	67万本(H24)	200万本	H34

○参考データ

No.	指標名称	現状
1	○自然保護監視員等の人数と監視延べ日数	人数:487人(H26),延べ日数:9,040日(H26)
2	○森林認証*面積	88万ha(H26.3月)
3	○湿原のモニタリング調査の実施地区数	4地区
4	○ラムサール条約*登録湿地箇所数	13か所 36,632ha
5	○自然再生事業実施箇所数(湿原)	3地区
6	○北のクリーン農産物(YES! clean)の作付け面積	14,690ha(H23)
7	○道内のエコファーマー認定数	7,166件(H24)
8	○緑の基本計画策定市町村数	42市町
9	○国定公園及び道立自然公園の計画見直し件数	(実績と予定)
10	○エゾシカ捕獲数と農林業被害額	約13万頭(H25)、約56億円(H25)
11	○道指定鳥獣保護区の指定面積、[特別保護地区]	298か所 262,775ha(H24)、[88か所 17,392ha]
12	○狩猟免許所持者数	10,215人(H24)
13	○特別天然記念物タンチョウ飛来情報のあった振興局数	H21:6,H22:7,H23:9,H24:7
14	○野生動植物の目録を作成した分類群の数	0種(H26)
15	○指定希少野生動植物の指定種数	植物24種、動物5種
16	○指定希少野生動植物のモニタリング調査種数	24種(H26)
17	○天然記念物の指定件数(特別天然記念物)	国:41、道:33(H25)、(国:6)(H25)
18	○アライグマ捕獲数と農業等被害額	農業被害額約8,400万円(H24),捕獲数約6313頭(H24)
19	○指定外来種の指定	未指定(H27指定予定)
20	○セイヨウオオマルハナバチバスターズの登録者数	700人(H25)
21	○特定移入動物の指定種数	2種(フェレット、プレーリードッグ)
22	○OGM条例に基づく許可等の件数	H26.3 現在ゼロ
23	○ボランティア・レンジャー育成研修会参加者数	13人[H26] 累計1,030人
24	○アウトドアガイドの資格認定者	18人(H25)、累計731人(H25年度末)